

犯罪の防止に配慮した道路等の構造，設備等に関する指針

項目	頁
通則	・・・ 4
目的	
基本的な考え方	
防犯の基本原則	・・・ 5
犯罪の防止に配慮した構造，設備等に関する基準	
道路	・・・ 6
(1) 歩道と車道の分離	
(2) 見通しの確保	
(3) 照度の確保	
(4) 地下道等	
公園	・・・ 7
(1) 配置	
(2) 見通しの確保	
(3) 遊具の配置	
(4) 照度の確保	
(5) 避難・通報場所の確保	
(6) 公衆トイレ	
(7) 防犯設備	
(8) 管理の徹底	
駐車場	・・・ 8
(1) 周囲との区分	
(2) 見通しの確保	
(3) 照度の確保	
(4) 出入口	
(5) 管理人等	
(6) エレベーターホール	
(7) エレベーター	
(8) 屋上等	
(9) 可燃物等の管理	
(10) 広報	
(11) 防犯カメラ	
(12) 管轄警察署との連携	
駐輪場	・・・ 11
(1) 周囲との区分	
(2) 見通しの確保	
(3) 照度の確保	
(4) 管理人等	
(5) 盗難防止措置	
(6) 可燃物等の管理	
(7) 広報	
(8) 防犯カメラ	
(9) 管轄警察署との連携	

第1 通則

1 目的

この指針は、鹿児島県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成18年鹿児島県条例第76号）第11条第3項の規定に基づき、道路、公園、駐車場及び駐輪場（以下「道路等」という。）について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する基準等を定めることにより、防犯性の高い道路等の普及を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

(1) 指針の対象、位置づけ

この指針は、公共の場所として不特定かつ多数の者が利用する道路等を対象とし、道路等を設置し、管理し、又は所有する者に対して、道路等の構造及び設備に関する犯罪の防止に当たっての望ましい基準等の整備方針を示したものである。

(2) 指針の適用

この指針は、道路構造令等の関係法令との関係、計画上の制約、道路等の整備状況、地域の実情等に配慮し適用するものとする。

(3) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

3 防犯の基本原則

道路等で発生する犯罪を防止するため、次の3点の基本原則に基づき防犯性の向上について検討し、道路等の計画、設計、改善及び整備を行うものとする。

(1) 周囲からの見通しの確保（監視性の確保）

周囲からの見通しを確保することによって、犯罪企図者（注1）が近づきにくい環境を確保する。

(2) 周辺居住者の共同意識の向上（領域性の強化）

周辺居住者が「わがまち意識」を持つことにより帰属意識を高め、コミュニティの形成、環境の維持管理、防犯活動を活発に行うことによって、犯罪の起きにくい領域を確保する。

(3) 犯罪企図者の接近の防止（接近の制御）

塀、柵等を設置することなどによって、犯罪企図者の侵入経路を制御し、犯罪企図者の犯行を物理的・心理的に断念させることで、犯行の機会を減少させる。

第2 犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する基準

1 道路

道路において発生するひったくりや強盗等の犯罪を防止するため、犯罪企図者が、被害対象者又は被害対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保するなど、以下の点に配慮する。

(1) 歩道と車道の分離

道路の構造、周辺の状況等を勘案し、横断防止柵等の防護柵、縁石等により歩道と車道を分離する。

(2) 見通しの確保

- ・ 工作物等（看板、道路標識等）を設置する場合には、工作物等が道路の見通しを妨げないように設置する。
- ・ 道路の植栽の下枝等が、周囲からの見通しを妨げないように定期的な剪定や伐採を行う。

(3) 照度の確保

防犯灯等は、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照度（注2）を確保する。

(4) 地下道等（注3）

- ・ 極端な明暗が生じないように配慮しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照度（注2）を確保する。
- ・ 犯罪発生の危険性の高い地下道等においては、非常ベル、赤色灯等の防犯設備を設置する。

2 公園

公園内において発生する恐喝、性犯罪及び不審者による子どもへの声かけ事案等を防止するため、犯罪企図者が、被害対象者又は被害対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保するなど、以下の点に配慮する。

(1) 配置

公園（特定の目的のため設置する公園を除く。）を新設する場合は、住宅及び道路等からの監視性の確保が期待できる位置に配置する。

(2) 見通しの確保

- ・ 植栽する場合は、高木や人の視線よりも低い木をバランスよく配置し、道路、住居など周囲からの見通しを確保する。
- ・ 植栽の下枝等が、道路など周囲からの見通しを妨げないように定期的な剪定や伐採を行う。

(3) 遊具の配置

遊具を設置する場合は、道路など周囲から見通すことができる位置に配置する。

(4) 照度の確保

夜間、生活・通学路等として日常利用される公園（公園の園路を含む。）においては、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照度（注2）を確保する。

(5) 避難・通報場所の確保

公園周辺には、「子ども110番の家」（注4）等、非常時の避難・通報場所を確保する。

(6) 公衆トイレ

- ・ 道路から近い場所など周囲からの見通しが確保された場所に配置する。
- ・ トイレ出入口及び内部においては、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注5）を確保する。

(7) 防犯設備

警察や地域自治体等と連携を図りながら、必要に応じて、非常ベルや赤色灯等の防犯設備を設置する。

(8) 管理の徹底

遊具、清掃用具等の保管設備は、確実に施錠するなど管理を徹底する。

3 駐車場

駐車場において発生する自動車の盗難，車内にある金品の盗難，死角を利用した各種犯罪を防止するため，犯罪企図者が，被害対象者又は被害対象物に近づきにくいように，周囲からの見通しを確保するなど，以下の点に配慮する。

(1) 周囲との区分

〔 外周に見通しの良い塀，柵等を設置し周囲と区分する。 〕

(2) 見通しの確保

〔 ・ 塀，柵等は道路等からの見通しの妨げにならない構造のものとする。
・ 見通しが悪く，死角になる箇所には，ミラーを設置する。
・ 見通しが確保されない場合には，防犯カメラの設置など見通しを補完する対策を実施する。 〕

(3) 照度の確保

〔 駐車場内は，極端な明暗が生じないように配慮しつつ，人の行動を視認できる程度以上の照度（注2）を確保する。 〕

(4) 出入口

〔 ・ 出入口には，自動ゲート管理システム等を設置する。
・ 夜間等営業時間外には，出入口にチェーン等を設置することにより，犯罪企図者等の無断駐車などを防止する。 〕

(5) 管理人等

〔 ・ 専任の管理人を配置し，車両の出入りを管理する。
・ 管理人は，駐車場内を計画的に巡回し，防犯性の向上を図る。
・ 駐車場に管理人室を設置する場合は，出入口付近に設置し人及び車両の出入りを確認できる位置に配置する。
・ 防犯カメラと連動するモニターテレビは，管理人が確認できる位置に設置する。 〕

(6) エレベーターホール

- ・ 立体駐車場のエレベーターホールは、管理人室等からの見通しが確保された位置に配置する。
- ・ 見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置など見通しを補完する対策を実施する。
- ・ 照明設備は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注5）を確保する。

(7) エレベーター

- ・ エレベーターのかご及び昇降路の出入口の扉は、エレベーターホールからかご内を見通すことができる構造の窓を設置する。
- ・ エレベーターのかご内の照明設備は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注5）を確保する。
- ・ 非常の場合において、押しボタン等によりかご内から外部に連絡し、又は外部の非常ベルを吹鳴させる装置を設置する。
- ・ 通報装置は、子どもでも利用可能な位置に設置する。
- ・ エレベーターのかご内には、防犯カメラを設置する。
- ・ 管理人室等に当該防犯カメラと連動するモニターテレビを設置する。

(8) 屋上等

立体駐車場の屋上等には、人及び車両の転落防止のための防護柵を設置する。

(9) 可燃物等の管理

駐車場内及びその周辺には、可燃物、危険物又は凶器となるような物品を放置しない。

(10) 広 報

駐車場の設置者及び管理者（以下「駐車場の設置者等」という。）は、当該駐車場の利用者に対して、看板、貼り紙等により防犯のための広報（注6）を実施する。

(11) 防犯カメラ

- ・ 防犯カメラを設置する場合には、見通しの補完，犯罪企図者の犯意の抑制等の観点から有効な位置，台数を検討し適切に配置する。
- ・ 防犯カメラの形状は，防犯カメラであることがはっきり認識できる形状とする。
- ・ 防犯カメラは，その映像を録画する記録装置を設置するとともに，より効果的なデジタル方式の録画装置を導入し，24時間録画とする。
- ・ 記録媒体の保存期間は，少なくとも1週間以上とする。
- ・ 防犯カメラのアングルの調整，防犯カメラ等の設定時刻の調整，記録媒体の交換，レンズの清掃等については，定期的に保守管理を行う。
- ・ 防犯カメラを設置する部分の照明設備は，照度の確保に関する規定のある各項目に掲げるもののほか，当該防犯カメラが有効に機能するため必要となる照度を確保する。
- ・ 個人のプライバシーの保護に配慮し，防犯カメラの利用及び記録の取扱いについては適切な措置を講じる。

(12) 管轄警察署との連携

- ・ 駐車場の設置者等は，付近駐車場における犯罪発生状況等について，管轄警察署から情報提供を受けるよう努め，駐車場利用者に対する広報等に活用する。
- ・ 駐車場の設置者等は，施設の防犯構造又は防犯設備（警備業者によるものを含む。）を新設し，又は変更しようとする場合には，管轄警察署から助言を求め，効果的な防犯構造又は防犯設備の設置に配慮する。

4 駐輪場

駐輪場において発生する自転車やオートバイ（以下「自転車等」という。）の盗難等の犯罪を防止するため、犯罪企図者が、被害対象者又は被害対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保するなど、以下の点に配慮する。

(1) 周囲との区分

〔 外周に見通しの良い塀、柵等を設置し周囲と区分する。 〕

(2) 見通しの確保

- ・ 塀、柵等は道路等からの見通しの妨げにならない構造のものとする。
- ・ 見通しが悪く、死角になる箇所には、ミラーを設置する。
- ・ 見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置など見通しを補完する対策を実施する。

(3) 照度の確保

〔 駐輪場内は、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照度（注2）を確保する。 〕

(4) 管理人等

- ・ 専任の管理人を配置し、自転車等の出入りを管理する。
- ・ 管理人は、駐輪場内を計画的に巡回し、防犯性の向上を図る。
- ・ 駐輪場に管理人室を設置する場合は、出入口付近に設置し人及び自転車等の出入りを確認できる位置に配置する。
- ・ 防犯カメラと連動するモニターテレビは、管理人が確認できる位置に設置する。

(5) 盗難防止措置

〔 駐輪場には、チェーン用バーラック（注7）、サイクルラック（注8）等の設置など自転車等の盗難防止に有効な措置をする。 〕

(6) 可燃物等の管理

駐輪場内及びその周辺には、可燃物、危険物又は凶器となるような物品を放置しない。

(7) 広 報

駐輪場の設置者及び管理者（以下「駐輪場の設置者等」という。）は、当該駐輪場の利用者に対して、看板、貼り紙等により防犯のための広報(注6)を実施する。

(8) 防犯カメラ

- ・ 防犯カメラを設置する場合には、見通しの補完，犯罪企図者の犯意の抑制等の観点から有効な位置，台数を検討し適切に配置する。
- ・ 防犯カメラの形状は，防犯カメラであることがはっきり認識できる形状とする。
- ・ 防犯カメラは，その映像を録画する記録装置を設置するとともに，より効果的なデジタル方式の録画装置を導入し，24時間録画とする。
- ・ 記録媒体の保存期間は，少なくとも1週間以上とする。
- ・ 防犯カメラのアングルの調整，防犯カメラ等の設定時刻の調整，記録媒体の交換，レンズの清掃等については，定期的に保守管理を行う。
- ・ 防犯カメラを設置する部分の照明設備は，照度の確保に関する規定のある各項目に掲げるもののほか，当該防犯カメラが有効に機能するため必要となる照度を確保する。
- ・ 個人のプライバシーの保護に配慮し，防犯カメラの利用及び記録の取扱いについては適切な措置を講じる。

(9) 管轄警察署との連携

- ・ 駐輪場の設置者等は，付近駐輪場における犯罪発生状況等について，管轄警察署から情報提供を受けるよう努め，駐輪場利用者に対する広報等に活用する。
- ・ 駐輪場の設置者等は，施設の防犯構造又は防犯設備（警備業者によるものを含む。）を新設し，又は変更しようとする場合には，管轄警察署から助言を求め，効果的な防犯構造又は防犯設備の設置に配慮する。

(注1)「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。

(注2)「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度（地面における平均照度）が概ね3ルクス以上のものをいう。

(注3)「地下道等」とは、地下道のほかガード下など人車が通行する道路をいう。

(注4)「子ども110番の家」とは、子どもを犯罪の被害から守るため、事業所・民家等が子どもの緊急避難先として、避難してきた子どもの保護と警察等への連絡を行うなど、特に被害者となりやすい子どもを守る環境づくりを推進していく活動の拠点となるものをいう。

(注5)「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。）が概ね50ルクス以上のものをいう。

(注6)「防犯のための広報」とは、自動車については鍵かけや貴重品の車内保管の禁止、オートバイについてはハンドルロック、自転車についてはツーロックなどの鍵かけの呼びかけのほか、管轄警察署から入手した犯罪情報及び防犯グッズ等を紹介することをいう。

(注7)「チェーン用バーラック」とは、駐輪場に固定されている金属製の棒（バー）をいい、これと自転車等をチェーン錠で結ぶことにより、自転車やオートバイ等の盗難を防止することができる設備をいう。

(注8)「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同様の機能を有するもので、1台ごとのスペースが明確に区分されているラックをいう。